令和３年度社会福祉法人実地指導の結果

1. 実地指導の実施状況

　令和３年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所轄法人数 | 実地指導実施法人数 | 文書指摘法人数 | 延べ文書指摘事項数 |
| １０法人 | ５法人 | ３法人 | １２件 |

1. 主な指摘事項数

　令和３年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例

|  |  |
| --- | --- |
| **①監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。**  **（法第４３条第３項(一般法人法第７２条第1項準用)）** | ３法人 |
| 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得る必要がある。 | |
| **②評議員会の決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録がない。**  **（法第４５条の９第１０項(一般法人法第１９４条第1項、第２項準用)）** | ２法人 |
| 評議員会において、評議員会の決議があったとみなすためには、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う必要がある。 | |
| **③理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。**  **（法第４５条の１４第1項、第9項(一般法人法第９４条第1項準用)）** | １法人 |
| 理事会の招集については、理事会の日時及び場所、議案の概要等について、招集通知に記載し、理事会を招集する者が理事会の開催される日の１週間前までに各理事及び各監事に対し、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。 | |
| **④議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。**  **（法第４５条の１４第5項）** | １法人 |
| 社会福祉法人の理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。社会福祉法人は、特別の利害関係を有する理事が理事会の議決に加わっていないかについて確認する必要がある。 | |
| **⑤決議の省略で行った理事会の議事録について作成されていない。**  **（法第４５条の１４第６項）** | 1法人 |
| 社会福祉法人の理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、厚生労働省令で定めるところにより作成しなければならない。 | |

**法：**昭和２６年法律第４５号「社会福祉法」

**一般法人法：**平成１８年法律第４８号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」